

申3号 36 協定交渉

過去の議事録・交渉経過に踏まえて
時間外労働を削減する必要について認識一致!



組合

2001年以降労基法違反が発生し、3ヶ月締結など労使の協議を経て議論を深めてきた。その結果昨年度は違反が発生しなかったものの、時間外労働は総体で増加している。時間外労働の削減は、労使の合意事項であるが、新規採用者以上に退職者がいる。全社的に要員不足の状態である。このまま36協定を締結すれば、職場はより苦しくなる。そういう状況での締結はできないという決意で臨んでいる。

会社

様々な議論を通じて、労働時間管理について深度化が進んできた。時間外労働の削減について認識は一致する。要員についての主張は理解するが、適正要員は配置しているところだ。

第1項 時間外労働及び休日勤務について、本部・本社で協定を締結している事業所及び支社別実績を明らかにすること

組合

各地方から時間外労働の増加は、要員不足であるとの声が届いている。全社に関わる要員の問題と認識しているから、全支社のデータを求めている!

会社

9事業所のデータは示しており、本社・本部での議論に必要なデータは示している。支社別の数値の次は事業所別、個人別となってしまうこの場の議論に馴染まない。各支社の交渉において必要なデータは示して議論する。本社・本部間の議論は進めたい。

対立

組合

要員問題を避けて通ることはできない。各支社の実態が明らかにならないかぎり議論が深まらない。各地方における議論を優先させて、その後本部・本社で再議論する。

組合

本部・本社で協定を締結している9事業所の実績を明らかにすること。

組合

医療職場では、時間外労働の10項目について周知されていない。議論してきたことを守るべきだ!紙ベース管理ではなくJINJREで管理すべきだ。

会社

事業所/時間外労働/休日労働実績
本社/341/1.9, 研究開発セ/220/0.7, 東京総合病院/120/0.5, 健康推進セ/72/0.6, 構造技セ/298/0.6, エネ管セ/255/3.1, 給電技セ/250/1.8, 川崎発電所/200/3.1, 信濃川発電所/258/4.3 ※時間外労働は法内外すべて含む

会社

10項目については各病院において周知されるべきものである。看護職場では勤務が複雑であるためJINJREと接続できない。時間外労働の実績は管理されている。

各地方の具体的なデータが示されず第1項途中で議論が中断!
本部は各地方で示される具体的なデータに基づいて再度議論します!!